

第 1 章

インフラ長寿命化センターの活動概要

1.1 センターの概要

(1) 目的

センターは、本学部及び長崎大学並びに長崎県、国の関係機関等との連携のもと、道路、河川、港湾、電気、水道、ガスなどのインフラ構造物の長寿命化に関する研究及び地方自治体等への技術支援並びに学生に対する教育支援等を総合的に行うことにより、インフラ構造物の長寿命化を図るための研究拠点を形成することを目的とする。

(2) 業務

センターの上記の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 1) インフラ長寿命化に特化した研究拠点形成に関すること。
- 2) 地方自治体等への技術支援等の地域貢献に関すること。
- 3) インフラ長寿命化に係る学生の教育支援に関すること。
- 4) その他センターの目的を達成するために必要な業務。

(3) 組織

平成 27 年度のインフラ長寿命化センター構成員を次に示す。

センター長	松田浩
副センター長	山下敬彦、中村聖三
I 部門 モニタリング・健全度診断	部門長：奥松俊博 勝田順一、田中俊幸、下本陽一、西川貴文、高尾雄二、 藤島友之、石塚洋一、藤本孝文、柳生大輔、出水亨
II 部門 補修補強材料・工法	部門長：才本明秀 近藤慎一郎、田邊秀二、大嶺 聖
III 部門 マネジメント戦略	部門長：森田千尋 蔣宇静、冨田彰秀、山口朝彦、中原浩之 森山雅雄、杉本知史、安武敦子、高橋和雄 杉山和一、全 炳徳 若菜啓孝、佐々木謙二、

(4) 審査委員会とその組織

センターの運営に係る具体的事項を審議するため、インフラ長寿命化センター審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。審査委員会は、次の委員をもって組織する。

- 1) センター長
- 2) 副センター長
- 3) 部門長
- 4) その他センター長が必要と認めた者

(5) 内規

(設置)

第1条 長崎大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）に、長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本研究科及び長崎大学並びに長崎県、国の関係機関等との連携のもと、道路、河川、港湾、電気、水道、ガスなどのインフラ構造物の長寿命化に関する研究及び地方自治体等への技術支援並びに学生に対する教育支援等を総合的に行うことにより、インフラ構造物の長寿命化を図るための研究拠点を形成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) インフラ長寿命化に特化した研究拠点形成に関すること。
- (2) 地方自治体等への技術支援等の地域貢献に関すること。
- (3) インフラ長寿命化に係る学生の教育支援に関すること。
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼務教員
- (4) 兼務技術職員
- (5) 協力教員
- (6) 協力技術職員
- (7) その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、本研究科の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、研究科長が選考し、命ずる。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(職員の任命)

第6条 第4条第2号から第7号の職員は、センター長の推薦に基づき、研究科長が命ずる。

(組織)

第7条 センターは、次に掲げる3部門で組織する。

- (1) モニタリング・健全度診断部門
 - (2) 補修補強材料・工法部門
 - (3) マネジメント戦略部門
- 2 部門に部門長を置き、センター長が指名する兼務教員をもって充てる。
 - 3 部門長は、当該部門における研究を統括するとともに、他部門との連携を図る。
 - 4 部門に部門員を置き、第4条第3号及び第4号に掲げる職員（第2項の規定により部

門長となる兼務職員を除く。)を配置する。

5 部門員の配置は、センター長が行う。

(学外者の協力)

第8条 センターの業務を遂行するため、必要に応じ、学外者の協力を求めることができる。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に係る具体的事項を審議するため、長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの部門長
- (4) 研究企画推進委員会委員長
- (5) その他研究科長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項第5号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第12条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(関係者の出席)

第13条 委員長が必要と認めたときは、委員会に構成員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第14条 センターの事務及び運営委員会の事務は、センターにおいて処理する。ただし、外部資金の取扱い等の事務は、工学部事務部において処理する。

(補則)

第15条 この内規に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

1.2 兼務教職員及びスタッフ

所 属	氏 名	役 職	分 野	
工学研究科工学領域	構 造 工 学	松 田 浩	教 授 (センター長)	持続可能社会創成分野
	電 気 電 子	山 下 敬 彦	教 授 (副センター長)	電気電子工学分野
	社会環境デザイン工学	中 村 聖 三	教 授 (副センター長)	持続可能社会創成分野
	社会環境デザイン工学	奥 松 俊 博	准 教 授 (第1部門長)	持続可能社会創成分野
	機 械 工 学	才 本 明 秀	教 授 (第2部門長)	人間環境科学分野
	構 造 工 学	森 田 千 尋	准 教 授 (第3部門長)	持続可能社会創成分野
	社会環境デザイン工学	蔣 宇 静	教 授	持続可能社会創成分野
	社会環境デザイン工学	彗 田 彰 秀	教 授	人間環境科学分野
	構 造 工 学	勝 田 順 一	准 教 授	機械科学分野
	社会環境デザイン工学	大 嶺 聖	教 授	持続可能社会創成分野
	化学・物質工学	田 邊 秀 二	教 授	界面機能科学分野
	構 造 工 学	中 原 浩 之	教 授	建築構造・材料
	情 報 工 学	森 山 雅 雄	准 教 授	情報応用工学分野
	電 気 電 子	田 中 俊 幸	准 教 授	電気電子工学分野
	化学・物質工学	近 藤 慎一郎	准 教 授	材料創製科学分野
	機 械 工 学	下 本 陽 一	准 教 授	機械科学分野
	電 気 電 子	藤 島 友 之	准 教 授	電力工学・電気機器工学
	電 気 電 子	石 塚 洋 一	准 教 授	電力工学・電気機器工学
	電 気 電 子	藤 本 孝 文	准 教 授	電力工学・電気機器工学
	ICT 基盤センター	柳 生 大 輔	准 教 授	教 育 工 学
	構 造 工 学	佐々木 謙 二	助 教	土木材料・施工・建設マネジメント
	機 械 工 学	山 口 朝 彦	准 教 授	機械科学分野
	社会環境デザイン工学	杉 本 知 史	助 教	持続可能社会創成分野
構 造 工 学	安 武 敦 子	准 教 授	人間環境科学分野	
社会環境デザイン工学	西 川 貴 文	助 教	持続可能社会創成分野	
	高 橋 和 雄	名 誉 教 授		
構 造 工 学	出 水 享	技 術 職 員		
教 育 学 部	全 炳 徳	教 授		
大学教育イノベーションセンター	若 菜 啓 孝	教 授		
水産・環境科学総合研究科環境科学領域	高 尾 雄 二	教 授		
	杉 山 和 一	准 教 授		
インフラ長寿命化センター	林 山 愛 弓	特 任 研 究 員	維 持 管 理	
	小 島 健 一	特 任 研 究 員	維 持 管 理	
	松 永 佳 代 子	事 務 補 佐 員		
	大 野 朝 美	事 務 補 佐 員		
	村 上 え り	事 務 補 佐 員		

1.3 定例会議の開催

日 時：平成 27 年 12 月 9 日（水）13:00～14:20

場 所：インフラ長寿命化センター

出席者：松田、中村、中原、杉山、森田、山口、柳生、佐々木、高橋、小島、松永、大野、
村上

議 題：

1. 平成 27 年度インフラ長寿命化センターの兼務教職員・センター職員について
松田センター長より、新たにセンターに加わった教員の紹介がなされ、配布資料の名簿に間違いが無いか確認が行われた。
2. 長崎大学と新上五島町の人材育成に関する覚書の締結について
覚書の原案について説明がなされ、工学研究科で手続きすることについて了承が得られた。
3. 平成 27 年度のインフラセンター報告書の作成について
今年度も作成することが報告され、作成への協力依頼がなされた。
4. 話題提供
「塩害環境評価」
講師 佐々木 謙二 助教

配布資料

資料 1 平成 27 年度インフラ長寿命化センター名簿

資料 2 平成 26 年度センター報告書目次

資料 3 長崎大学と新上五島町の覚書関係資料

1.4 平成 27 年度の活動概要

平成 27 年度の主な活動は以下のとおり。

(1) 道守養成ユニット事業

平成 27 年度道守養成ユニットは、道守補助員コース、道守補コース、特定道守コースの 3 コースの養成を行った。今年度から道守の登録技術者としての活用が始まり、県内でも独自の活用が検討され出したこともあり、受講希望者が殺到し、過去最大の養成人数を記録した。特に道守補助員については県外で初めて開催した。道守認定者の活動は年々活発になっており、道守活動優秀者の表彰には感謝状を贈った。4 月の道守のインフラ点検・診断資格登録説明会では、更新条件の変更・道守の取り消し、名簿の作成等の依頼が認定なされた。道守広報誌「道しるべ」を 3 回発行し、2 回目から道守認定者の投稿、3 回目からセンターの兼務職員への依頼原稿を掲載し始めた。第 2 章参照

(2) 長崎県の産業を支える人材育成事業（地域を支える建設分野の人材育成事業）

県立工業高校 3 校の建設・土木学科に在籍する生徒を対象に講義、点検演習、現場実習を行った。第 3 章参照

(3) 市町との連携の覚書の締結とインフラ研修等の実施

長崎市と締結した「社会資本維持管理に関する覚書」に基づき、長崎市土木技術職員に対し、研修を実施するとともに橋梁の点検・補修に係わる助言をした。2 月には新上五島町と覚書を締結した。第 4 章参照

(4) JICA「ラオス人民民主共和国道路維持管理能力強化プロジェクト」研修

長崎大学は、国際協力機構（JICA）が主催する「ラオス国道路維持管理能力強化プロジェクト」に技術指導として参加しており、本センターと社会環境デザイン工学コースと共催で研修を開催した。このような研修を大学で主体的に受け入れ、実施することは非常にまれであり、大学組織がグローバルな技術教育を担う好例となった。第 5 章参照

(5) 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業」（長崎の地域特性を考慮したインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム構築）

本センターでは、企業、業界、自治体等の人材ニーズを踏まえたオーダーメイド型教育プログラムの開発及び、地域特性を考慮した学習環境を整えるための研究、開発を行っている。今年度はカリキュラム改善検討委員会等を開催し、現在実施している道守カリキュラムの改善を行い、実証した。また、e-ラーニング教材の開発、道守養成講座の県外開催の試行、成果報告会を開催した。2 月 12 日の成果報告会には県内外から多数参加し、本事業に関する関心の高さを示した。第 6 章参照

(7) シンポジウム・展示会等参画報告

本年度は福岡市で開催された九州建設技術フォーラム及びながさき建設技術フェア2015に技術展示するとともに、研修を受け入れた。さらに、軍艦島の3Dプロジェクトがグッドデザイン賞を受賞した。第7章参照

(8) 研究活動

インフラ長寿命化センターの兼務教職員・センター職員が担当した研究プロジェクトのいくつかを紹介した。第8章参照

(9) 広報活動

Facebookの運用、ホームページの改良によってネットを活用した本格的な道守の広報活動を紹介した。第9章参照

(10) 外部資金への申請と採択状況

兼務教職員の外部資金調達状況等を取りまとめた。インフラの維持管理関係の科学研究費の採択は全国7位を占めている。第10章参照

(11) 研究業績

本年度の兼務教職員の研究業績等を取りまとめた。第11章参照

